

生活困窮者自立支援法案の問題点

6月の通常国会では廃案となった生活困窮者自立支援法案。安倍政権は臨時国会で同法案を再提出し、成立をねらっています。生活保護法改悪法案とセットの同法案の問題点は何か。14年のケースワーカー経験があり、首都圏生活保護支援法律家ネットワークなどで活動する森川清弁護士に聞きました。

(岩井亜紀)

安倍政権は生活保護法と財政上の措置だけを明改悪で申請を受け付けな記。生活困窮者の権利や「水際作戦」の強化を行政の義務を規定していません。同時に、生活困窮者を支援するための法律ではな立支援法案は、生活保護を必要とする人から保護を遠ざける「沖合作戦」が掲げられています。

(表)

そのうちの二つ、生活

「事業者のため」

同法の目的は、生活困窮者が生活保護を利用せず「経済的な自立」を図ることです。生活困窮者とは、生活保護にいたる一歩手前の人だと厚生労働省は説明します。しかし、自治体は、困窮者が生活保護につなげるべき状態にあるかを調べる義務はありません。同法案は、事業の内容

森川清弁護士に聞く

困窮者に助言や情報を与える相談支援事業の中では、生活保護申請や保護につなげる支援の必要性が明記されていません。

派遣会社も参入

住居確保給付金支給以外の事業は、民間事業者に委託できます。委託した事業者は委託の範囲内のことしかできません。生活保護を必要とする人が相談に来てても生活保護につなげることはできないのです。また、同法案のモデル事業では、大手人材派遣会社も参入しています。福祉の支援ができるか疑問です。



モデル事業を始めた奈良市の仲川げん市長は「安易に生活保護を受給する方を水際で止める」と述べています(毎日8月27日付)。

生活困窮者自立支援法案に盛り込まれた事業

番号	事業名	必須事業	民間委託可否	政省令の定め
1	生活困窮者自立相談支援事業	必須事業	民間委託可	政省令の定めなし
2	生活困窮者住居確保給付金の支給	必須事業	民間委託不可	政省令の定めあり
3	生活困窮者就労準備支援事業	任意事業	民間委託可	政省令の定めなし
4	生活困窮者一時生活支援事業			
5	生活困窮者家計相談支援事業			
6	生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業			
7	その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業			

手前で押し返す

なぜ、この法案が出てきたのか。雇用政策がせい弱な上、経済の悪化で、数年来、稼働可能年齢層の生活保護利用が増えていきます。こうした情勢の中、全国知事会は2006年10月、5年間で保護を打ち切る有期保護を提案。しかし、有期保護は憲法25条違反となるので導入できる見込みはありません。

そこで、「自立支援」として生活保護を必要とする人を生活保護の手前で押し返す法案を出してきたのでしよう。

法案は、政府の社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」の報告を受ける形で提案されました。同部会の委員は、事業者や研究者、全国知事会など自治体関係者。当事者性のある人はほとんどいません。

生活保護法改悪案とともに同法案を廃案に追い込むために運動を広げなければなりません。

保護遠ざける「沖合作戦」